

かけはし

JITCO JOURNAL

4

2018.April
Vol.133

●新制度対応

技能実習法に基づく**養成講習**が始まりました(JITCO開催の養成講習について)

技能実習制度における**介護職種**の追加について②

技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント

第26回外国人技能実習生・研修生
日本語作文コンクール募集要項について



かけはし

JITCO JOURNAL



2018.4 Vol.133

表紙の写真：

鎮国寺（ベトナム・ハノイ）

ベトナム・ハノイの市街地には10数の湖がありますが、なかでもタイ湖は1周約17キロにわたるハノイ最大の湖です。この湖に突き出たキムグー島に建立されているのが、ベトナム最古の寺と言われる「鎮国寺」で、境内の木々や仏塔が湖面に映り込む景観が楽しめます。鎮国寺は元々6世紀の李南帝時代に紅河のほとりのイエンホア村に建てられ、開国寺と名付けられました。後の黎太宗時代に安国寺と改名された後、1616年に紅河の土手が崩壊し始めたため現在の地に移築されたそうです。

CONTENTS

- 新制度対応①
- √ p.1 技能実習法に基づく養成講習が始まりました
～ JITCO 開催の養成講習について～
- 新制度対応②
- √ p.3 技能実習制度における介護職種の追加について②
～ 入国後講習の要件、監理団体・実習実施者の優良判定基準～
- √ p.7 海外情報
- √ p.8 技能実習生の災害防止と健康確保に向けて
- 新制度対応③
- √ p.10 技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント
- √ p.12 新しくなったJITCO総合支援システム(新JITCOサポート)をぜひご活用ください!
- √ p.14 JITCOの教材のご案内
- √ p.16 日本語指導お困りですか?
- √ p.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- √ p.22 JITCOインフォメーション
- √ p.23 JITCO開催セミナーのご案内／編集後記

技能実習days

- 協同組合クリエイトヒット／平和技研株式会社
- オホーツク国際人材交流協同組合／株式会社オダ水産
- 有限会社中企画

技能実習法に基づく養成講習が始まりました

～JITCO開催の養成講習について～

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、監理団体の監理責任者、外部役員等の皆さまや実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の皆さまは、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化または推奨されています。JITCOは2017年9月8日に主務省庁（法務省及び厚生労働省）の告示により養成講習機関として認定公表され、同年12月から講習を開始しております。本稿では、これまでの実施状況や2018年度の開催エリア・上半期の実施スケジュール等をご案内します。

●養成講習の概要

養成講習の種類	対象機関	対象者	受講義務／推奨
①監理責任者等講習	監理団体	監理責任者・指定外部役員・外部監査人	法令上の受講義務あり
		監査を担当する職員	推奨（優良要件加点あり）
②技能実習責任者講習	実習実施者	技能実習責任者	法令上の受講義務あり
③技能実習指導員講習		技能実習指導員	推奨（優良要件加点あり）
④生活指導員講習		生活指導員	推奨（優良要件加点あり）

- 技能実習法では「受講義務あり」の講習は3年ごとの受講が義務付けられています。
 - 省令の改正により「受講義務あり」の講習は2020年3月31日までに受講する必要があります。
 - 「優良要件加点あり」の講習は2019年4月1日から優良判断の配点基準に含まれます。
- ※養成講習の詳細はJITCOホームページでもご案内しています。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/training.html>

JITCOにおけるこれまでの実施状況

JITCOでは2017年12月より、監理責任者等講習（①）については関東エリア、中部・北陸エリア、技能実習責任者講習等（②～④）については近畿エリアにおいて養成講習を開始いたしました。2018年3月までに監理責任者等講習を12都県で12回、技能実習責任者講習等を3府県で9回開催し、あわせて21回の講習で約1,700名の方に受講証明書を交付いたしました。

養成講習については、法務省・厚生労働省が公表している「技能実習制度 運用要領 ～関係者の皆さまへ～」で講義内容や講義時間などの詳細が定められており、技能実習法、入国管理法、労働関係法令の理解や、技能実習責任者等が業務を遂行するために必要な知識等について正味7時間の講義を行うこととなっています。

また、受講者の本人確認の確実な実施や理解度テスト※の実施などが義務付けられている点が特徴となっています。

※養成講習の理解度テストについては、2019年3月末までは試行期間との位置付けから、たとえ合格基準の正答率80%を満たしていない場合も、受講証明書を交付できるルールとなっています（2019年4月以降は、正答率80%以上の合格者に受講証明書を交付。不合格者は当日補講を実施し、再テスト結果で判定します）。



養成講習の受講風景



JITCO養成講習テキスト



JITCO受講証明書

2018年度の養成講習開催エリア

JITCO では、2018 年度は開催エリアを右表のとおり拡大し養成講習を開催します。

JITCOの養成講習実施対象エリア

①監理責任者等	北海道・東北、関東、中部・北陸、近畿、中国、四国、九州（全エリア）
②技能実習責任者 ③技能実習指導員 ④生活指導員	関東、中部・北陸、近畿、中国、四国、九州（6エリア：40 都府県）

※ 下線は 2018 年度追加したエリア

2018年度上半期の養成講習実施スケジュール

①監理責任者等講習

開催日	開催場所
4月5日	富山県 富山県民会館(富山)
4月10日	新潟県 アートホテル新潟駅前(新潟)
4月12日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
4月17日	長野県 JA長野県ビル(長野)
4月24日	福井県 福井商工会議所(福井)
5月8日	兵庫県 TKP神戸三宮カンファレンスセンター(神戸)
5月9日	香川県 かがわ国際会議場(高松)
5月10日	滋賀県 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター(大津)
5月11日	和歌山県 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛(和歌山)
5月15日	愛媛県 愛媛県生活文化センター(松山)
5月22日	青森県 青森県観光物産館アスパム(青森)
5月29日	岩手県 ホテルニューカーリーナ(盛岡)
6月5日	宮城県 TKPガーデンシティ PREMIUM 仙台東口(仙台)
6月12日	秋田県 秋田県JAビル(秋田)
6月15日	北海道 TKP札幌駅カンファレンスセンター(札幌)
6月26日	山形県 山形テルサ(山形)
7月3日	福島県(郡山)
7月10日	鹿児島県(鹿児島)
7月24日	沖縄県(那覇)
8月7日	鳥取県(鳥取)
8月10日	島根県(松江)
8月28日	広島県(広島)
8月31日	山口県(山口)
9月4日	岡山県(岡山)
9月11日	京都府(京都)
9月19日	大阪府(大阪)
9月21日	奈良県(奈良)

②技能実習責任者講習

開催日	開催場所
4月18日	岡山県 岡山オルガホール(岡山)
4月25日	長野県 長野県教育会館(長野)
5月16日	滋賀県 びわ湖大津プリンスホテル(大津)
5月23日	富山県 富山県民会館(富山)
5月30日	福井県 福井県織協ビル(福井)
6月6日	奈良県 奈良県産業会館(大和高田)
6月20日	兵庫県 TKP 神戸三宮カンファレンスセンター(神戸)
6月27日	石川県 TKP 金沢カンファレンスセンター(金沢)
7月4日	京都府(京都)
7月11日	新潟県(新潟)
7月18日	和歌山県(和歌山)
7月25日	大阪府(大阪)
8月1日	山梨県(甲府)
8月22日	滋賀県(大津)
9月5日	兵庫県(神戸)
9月12日	栃木県(宇都宮)
9月26日	茨城県(水戸)

③技能実習指導員講習

開催日	開催場所
4月19日	岡山県 岡山オルガホール(岡山)
4月26日	長野県 長野県教育会館(長野)
5月17日	滋賀県 びわ湖大津プリンスホテル(大津)
5月24日	富山県 富山県民会館(富山)
5月31日	福井県 福井県織協ビル(福井)
6月7日	奈良県 奈良県産業会館(大和高田)
6月21日	兵庫県 TKP神戸三宮カンファレンスセンター(神戸)
6月28日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
7月5日	京都府(京都)
7月12日	新潟県(新潟)
7月19日	和歌山県(和歌山)
7月26日	大阪府(大阪)
8月2日	山梨県(甲府)
8月23日	滋賀県(大津)
9月6日	兵庫県(神戸)
9月13日	栃木県(宇都宮)
9月27日	茨城県(水戸)

④生活指導員講習

開催日	開催場所
4月20日	岡山県 岡山オルガホール(岡山)
4月27日	長野県 長野県教育会館(長野)
5月18日	滋賀県 びわ湖大津プリンスホテル(大津)
5月25日	富山県 富山県民会館(富山)
6月1日	福井県 福井県織協ビル(福井)
6月8日	奈良県 奈良県産業会館(大和高田)
6月22日	兵庫県 TKP神戸三宮カンファレンスセンター(神戸)
6月29日	石川県 TKP金沢カンファレンスセンター(金沢)
7月6日	京都府(京都)
7月13日	新潟県(新潟)
7月20日	和歌山県(和歌山)
7月27日	大阪府(大阪)
8月3日	山梨県(甲府)
8月24日	滋賀県(大津)
9月7日	兵庫県(神戸)
9月14日	栃木県(宇都宮)
9月28日	茨城県(水戸)

※各講習のお申込みは JITCOホームページ内のセミナーページからの受付のみとなり、お申込み開始日は原則として各講習開催日の1ヶ月前～2か月前となります。詳細は JITCOホームページ等で講習ごとにご確認ください（なお4月開催分はすでにお申込み受付終了分も記載されていますがご了承ください）。

※実施対象エリアのうち上記の日程表に記載のない都道府県については、下半期（10月～3月）に実施を予定しています。10月以降のスケジュールはあらためて JITCO ホームページ等でご案内します。

※受講料は JITCO 賛助会員 4000 円（税込）、一般 9000 円（税込）となります。

技能実習制度における介護職種の追加について②

～入国後講習の要件、監理団体・実習実施者の優良判定基準～

2017年11月の技能実習法施行と同時に、技能実習移行対象職種として新たに介護職種が追加されました。この職種は制度初の対人サービスの分野となることから、職種に係る固有の要件が、平成29年厚生労働省告示第320号（「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」）で定められており、さらに告示の解釈通知がこの告示に併せて示されています。

本誌では、前号（2018年1月号）と今号の2回に分けて、監理団体や実習実施者の皆さまが介護職種の技能実習生を受け入れるときに留意すべき点について告示を中心に解説しています。前号では、介護職種追加の基本的な考え方と、技能実習生・監理団体・実習実施者それぞれに関する要件について取り上げました。

今号では、入国後（及び入国前）講習の要件や、第3号技能実習の実施や人数枠の緩和に係る監理団体・実習実施者の優良判定基準、その他介護職種での受入れて押さえておくべき点についてご説明します。

1 講習の要件（告示第1条第2号）

技能実習制度では、介護職種か否かに係わらず、技能実習1号で入国した技能実習生に対し、入国後に講習を実施することが定められています。この「入国後講習」の期間は、第1号技能実習予定時間全体の1/6以上（2ヶ月程度）、一定の条件（P5で後述）を満たした入国前講習を実施した場合は1/12以上（1ヶ月程度）とされており、それぞれ原則として1日8時間を上限に実施します。またこの講習は、団体監理型受入れの場合は監理団体が「座学（見学含む）」により実施し、企業単独型受入れの場合は当該技能実習生を受け入れる実習実施者が実施します。

講習科目は、職種に係わらず、

- ①日本語
- ②日本での生活一般に関する知識
- ③出入国または労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報（法的保護講習）
- ④日本での円滑な技能等の修得等に資する知識

の4科目となりますが、特に介護分野においては、「日本語によるコミュニケーション能力」が他の職種以上に求められることや、技能実習が介護サービスの利用者の生命・身体に関わる業務となることから、上記の4科目のなかでも特に、①日本語および④日本での円滑な技能等の修得等に資する知識の2科目の教育内容、実施時間数および担当講師の基準において、介護職種の固有要件が定められています。

<1> 科目別の基準と要件

介護職種においては科目ごとに教育内容、標準時間および講師の要件が定められており、特に日本語科目については教育内容ごとに標準時間と下限の時間数が右表のとおり示されています。下限を下回る場合は、告示の要件を満たしているとは認められません。

各科目の設定時間は、入国後講習の時間が第1号技能実習時間数の1/6（2ヶ月程度）となる場合に必ず実施しなければ

ならない講習時間となります。なお、科目における教育内容ごとの時間数の下限や一定要件の下での教育内容についての適用除外はありますが、制度本体で規定する全体の講習時間が減免（短縮）されるものではありません。

【日本語科目の講習について】

（1）教育内容およびその内訳と標準時間

全体の講習時間を、第1号技能実習全体の1/6、2ヶ月程度とする場合

日本語科目の講義の総時間 240時間

総合日本語	100時間（下限90時間）
①文法（文の文法、文章の文法） ②語彙（文脈規定、言い換え類義、用法） ③待遇表現 ④発音 ⑤正確な聞き取り ⑥話題に即した文作成	
聴解	20時間（下限18時間）
①発話表現 ②即時応答 ③課題理解 ④ポイント理解 ⑤概要理解	
読解	13時間（下限11時間）
①内容理解 ②情報検索	
文字	27時間（下限24時間）
①漢字読み ②表記	
発音※	7時間（下限6時間）
①拍 ②アクセント ③イントネーション	
会話※	27時間（下限24時間）
①場面に即した表現 ②文末表現	
作文※	6時間（下限5時間）
①文章構成 ②表現方法	
介護の日本語※	40時間（下限36時間）
①からだの部位等の語彙 ②介護の場面に応じた語彙・声かけ	

日本語能力試験N3以上（同等以上を含む）の日本語能力要件を満たす技能実習生に限り、教育内容の必須範囲が狭まります。N3以上は上表中の※（発音、会話、作文、介護の日本語）の教育内容で合計80時間となります。教育内容ごとの時間数については同じです。

(2) 日本語科目の講師要件

介護職種の日本語科目の講師の要件は、以下の条件のいずれかを満たすことが求められます。

- ・大学または大学院で日本語教育課程を履修し、卒業または修了した者
- ・大学または大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業または修了した者
- ・日本語教育能力検定試験に合格した者
- ・学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了した者
- ・海外の大学または大学院で日本語教育課程を履修し、卒業または修了した者
- ・学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていない者

【介護導入講習（技能等の修得等に資する知識の科目）について】

(1) 教育内容およびその内訳と標準時間

全体の講習時間を、第1号技能実習全体の1/6、2ヶ月程度とする場合

介護導入講習の総時間 42時間

介護の基本I・II	6時間
①介護の基本I(介護職の役割、介護職の職業倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント、介護職の安全、介護過程、介護における尊厳の保持・自立支援) ②介護の基本II(からだのしくみの理解、介護を必要とする人の理解(老化の理解、認知症の理解、障害の理解))	
コミュニケーション技術	6時間
①コミュニケーションの意義と目的 ②コミュニケーションの基本的技法 ③形態別コミュニケーション	
移動の介護	6時間
①移動の意義と目的 ②基本的な移動の介護【体位変換、移動(歩行、車いす移動等)】 ③移動介助の留意点と事故予防	
食事の介護	6時間
①食事の意義と目的 ②基本的な食事の介護 ③食事介助の留意点と事故予防	
排泄の介護	6時間
①排泄の意義と目的 ②基本的な排泄の介護(ポータブルトイレ、便器・尿器、おむつ等) ③排泄介助の留意点と事故予防	
衣服の着脱の介護	6時間
①身支度の意義と目的 ②基本的な着脱の介護 ③着脱介助の留意点と事故予防	
入浴・身体清潔の介護	6時間
①入浴・身体清潔の意義と目的 ②基本的な入浴の介護(特殊浴槽、チェアー浴、一般浴槽等) ③入浴以外の身体清潔の方法(足浴・手浴、身体清拭) ④褥瘡の予防 ⑤入浴・身体清潔の介助の留意点と事故予防	

(2) 介護導入講習の講師要件

介護導入講習の講師の要件は、以下の条件のいずれかを満たすことが求められます。

- ・介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者
- ・福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・介護職員初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・特例高校（社会福祉士および介護福祉士法附則第2条第1項各号に規定する高等学校または中等教育学校）の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者

<2> 入国前講習の実施による時間数の短縮と必要な要件

制度本体において、当該技能実習生が入国日より遡って過去6ヶ月以内に、日本国外で入国後講習の科目のうち法的保護講習以外の科目（P3で述べた4科目のうち①②④）について1ヶ月以上の期間かつ160時間以上の課程で座学による「入国前講習」を実施した場合、入国後講習の時間数を第1号技能実習予定時間全体の1/12（1ヶ月程度）以上に緩和できると定められています。

介護職種でこの時間数の緩和要件を満たすためには、さらに入国前講習において講義の内容および講師について入国後講習とほぼ同じ要件を満たす日本語科目および介護導入講習を、それぞれ告示で定める合計時間数の1/2以上（日本語科目120時間、介護導入講習21時間）実施する必要があります。

なお、入国前講習における各科目の教育内容は、網羅的ではなく選択的に実施できます。また教育内容ごとの時間数は、入国後講習において告示で定める時間数の全部または一部を免除することができます。この場合、入国前講習で実施した各科目の講義における教育内容ごとの時間数が上限となります。なお、緩和要件が適用となる場合でも、制度本体に定める講習全体の総時間数や要件となる科目それ自体をすべて免除するものではないことにご留意ください。

以下に入国後講習の一部免除について具体例を示します。

【入国後講習の一部を免除する場合の具体例】

入国前講習において、日本語科目のうち「総合日本語」「聴解」「読解」「文字」を、介護導入講習のうち「移動の介護」「食事の介護」「排泄の介護」「衣服の着脱の介護」を行った場合

日本語科目	入国前	入国後
総合日本語	70時間	30時間(標準100時間から減)
聴解	20時間	0時間(標準20時間免除)
読解	10時間	3時間(標準13時間から減)
文字	20時間	7時間(標準27時間から減)
発音	0時間	7時間
会話	0時間	27時間
作文	0時間	6時間
介護の日本語	0時間	40時間
合計	120時間	120時間

介護導入講習	入国前	入国後
介護の基本I・II	0時間	6時間
コミュニケーション技術	0時間	6時間
移動の介護	6時間	0時間(標準6時間免除)
食事の介護	6時間	0時間(標準6時間免除)
排泄の介護	6時間	0時間(標準6時間免除)
衣服の着脱の介護	3時間	3時間(標準6時間から減)
入浴・身体の清潔の介護	0時間	6時間
合計	21時間	21時間

[入国後講習の一部を免除する場合の入国前講習の講師の要件]

(1) 日本語科目の講師要件

- ・入国後講習の日本語科目の講師要件(告示第1条第2号ハ、前述の日本語講師要件)を満たす者
- ・外国の大学または大学院を卒業し、かつ申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者

(2) 介護導入講習の講師要件

- ・入国後講習の介護導入講習の講師要件(告示第1条第2号ホ、前述の介護導入講習講師要件)を満たす者

2 介護職種の優良要件について

介護職種における第3号の技能実習の実習監理と受入れ人数枠の拡大の可否については、介護職種の実績等を基に判断することとされています。

監理団体が介護職種の一般監理事業許可を受けようとするときには、制度本体に定める監理団体の優良要件を6割以上満たすことに加え、次ページの介護の優良要件を6割以上(80点満点で48点以上)満たす必要があります。

なお、すでに他職種における実績等に基づいて一般監理事業の許可を受けている監理団体が、介護職種における第3号技能実習の実習監理を行おうとする場合は、介護の優良要件を充足し、許可の条件を変更する必要がありますのでご留意ください。

実習実施者の優良要件は、基本的に制度本体に定める項目と同じですが、介護固有の要件として「技能実習を行わせる体制」の項目に「過去3年間以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」(全員有で+5点)が追加されています。従って介護職種の優良な実習実施者となるには、全体で125点満点の優良要件のうち6割(75点)以上を満たす必要があります。

※ 介護職種の監理団体の優良要件の表はP6に掲載。

3 その他の留意事項

<1> 介護職種の技能実習計画の審査基準等について

介護職種の技能実習計画の作成にあたっては、技能移転の対象となる項目ごとに詳細な計画を作成することが求められます。技能実習計画の審査基準および技能実習実施計画書モデル例は、厚生労働省ホームページ(☞ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/002.html)に掲載されていますのでご確認ください。

なお、制度本体の規定によって介護職種の技能実習生も、各号ごとに技能の修得・習熟度の確認のため技能実習評価試験を受検する必要があります。この評価試験は、(一社)シルバーサービス振興会によって実施されます。

<2> 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

解釈通知により、介護職種の技能実習生については、介護保険等の関係法令による職員等の配置基準において次の取扱いとすることが示されています。

(1) 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱い

次のいずれかに該当する介護職種の技能実習生は、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなして取扱うこととします。

- ・技能実習を行わせる事業所において、実習を開始した日から6ヶ月を経過した者
- ・日本語能力試験のN2またはN1（平成22年3月31日まで実施された審査においては2級または1級）に合格している者

(2) 診療報酬上の配置基準の取扱い

介護職種の技能実習生が、看護師長および看護職員の指導のもとに看護補助者として、病院または診療所で療養生活上の世話等の業務を行う場合、看護補助者の配置基準には、当該技能実習生を員数に含めて算定することができます。

厚生労働省のホームページでは外国人技能実習制度への介護職種の追加についての案内が設けられています。また外国人技能実習機構ホームページでは、介護職種における審査基準についてのよくあるご質問や固有要件の解説、運用要領などの様々な参考資料が公開されています。

介護職種で技能実習生を受入れる監理団体・実習実施者の皆さまは、これらの内容を随時確認しながら、技能実習を適正に実施していただきますようお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>
- OTIT ホームページ
http://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/#abstract_Kaigo2

● 介護職種の監理団体の優良要件

項目	配点
①介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制【最大40点】	
I 介護職種の実習実施者に対して監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有：5点
II 介護職種の監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う介護職種の実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
III 介護職種の実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有：5点
IV 帰国後の介護職種の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有：5点
V 介護職種の技能実習生のあっせんに、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有：5点
VI 帰国後の介護職種の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有：5点
②介護職種における技能等の修得等に係る実績【最大40点】	
I 過去3年間の初級の介護技能実習評価試験の学科試験及び実技試験の合格率	・95%以上 : 10点 ・80%以上95%未満 : 5点 ・75%以上80%未満 : 0点 ・75%未満 : -10点
II 過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号修了者数-うちやむを得ない不受検者数 分子:(専門級合格者数+上級合格者数×1.5)×1.2	・80%以上 : 20点 ・70%以上80%未満 : 15点 ・60%以上70%未満 : 10点 ・50%以上60%未満 : 0点 ・50%未満 : -20点
III 直近過去3年間の専門級、上級の介護技能実習評価試験の学科試験の合格実績 * 専門級、上級で分けて、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出 : 5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出 : 3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、介護技能実習評価試験の試験評価者を社員等の中から輩出している場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有 : 5点

送出国政府による認定送出機関の公表について(カンボジアほか)

日本とカンボジアとの二国間取決めに基づきカンボジア政府によって選定された認定送出機関リストが、2018年1月末に外国人技能実習機構(以下、OTIT)のホームページに公表されました。
(http://www.otit.go.jp/soushutsu_kikan_list/)

日本とカンボジアの二国間取決めによると、2018年6月1日以降は認定送出機関以外からの技能実習生の受入れは認められなくなりますので、現在、認定送出機関以外の送出機関と契約されている監理団体の皆さまは十分ご注意ください。

また、カンボジア以外にも、既に二国間取決めが締結されている送出国のうち、ベトナム、フィリピン、ラオス、バングラデシュの4ヶ国については、いずれも本年4月1日までに認定送出機関が選出されることになっており、認定送出機関以外からの技能実習生の受入停止の時期は、ラオスについては同8月1日から、ベトナム、フィリピン、バングラデシュについては同9月1日からとなっています(2018年3月5日現在)。

二国間取決めで示されたスケジュール (2018年3月5日現在)

国名	二国間取決め締結日	送出国政府による認定送出機関の選定	認定送出機関以外からの受入れ停止
ベトナム	2017年6月6日	2018年4月1日までに	2018年9月1日から
カンボジア	2017年7月11日	2018年2月1日までに	2018年6月1日から
インド	2017年10月17日	2018年1月1日までに※	2018年5月1日から
フィリピン	2017年11月21日	2018年4月1日までに	2018年9月1日から
ラオス	2017年12月9日	2018年4月1日までに	2018年8月1日から
モンゴル	2017年12月21日	2018年7月1日までに	2018年12月1日から
バングラデシュ	2018年1月29日	2018年4月1日までに	2018年9月1日から
スリランカ	2018年2月1日	2018年7月15日までに	2018年12月15日から

※ インドについては2018年3月5日時点で未だ認定送出機関の選定・公表はありません。

JITCOの取組みについて

■カンボジア政府窓口との新R/Dの締結(2017年12月)

2017年12月25日、JITCOはカンボジア労働・職業訓練省との間で、新R/D(討議議事録)を締結しました。新R/Dのもと、JITCOは監理団体・実習実施者の皆さまへの一層充実した送出機関情報のご提供、監理団体と送出機関との交流促進(マッチング機会の提供)等の支援に務めていきます。

なお、カンボジアは送出国の中では技能実習生の新規入

国者数、在留者数ともに2017年6月末現在で6番目に多く、前述のとおり、既に二国間取決めに基づく認定送出機関の公表もされています。

■在京大使館との交流会の開催(2018年1月)

2018年1月17日、JITCOは、JITCOとの間でR/D(討議議事録)を締結している送出国在京大使館の方々や関係者をJITCO本部会議室(東京)に招き、交流会を開催しました。

当日は14ヶ国の在京大使館および日本の関係機関より38名の参加があり、参加者間で技能実習制度運営に係る意見交換が行われ、相互に懇親を深められました。



■インド政府窓口との協議、新R/Dの締結(2018年2月)

2018年2月19日、JITCOは、インド・デリーにおいてインド技能開発・起業促進省(MSDE)およびインド全国技能開発公社(NSDC)と協議を行いました。本協議では、MSDEから、団体監理型での技能実習生の送出国を実現するために、2017年10月に締結された二国間取決めに基いて今後の送出国の準備を円滑に進めていくとの意向が示されました。一方、JITCOに対しては、その実現に向け、本制度のインド側の管理機関として新たに指定されたNSDCと共に、引き続き支援してもらいたいとの要望が伝えられました。



また、同日、技能実習制度説明のワークショップが開催され、MSDE、NSDC、在京インド大使館出席のもと、送出機関(候補含む)約80名が参加しました。さらに、同2月22日、JITCOはNSDCとの間で新R/Dを締結しました。

■本件に関するお問い合わせ先

国際部 TEL:03-4306-1151

技能実習生の 災害防止と健康確保に向けて

外国人技能実習生(以下、技能実習生という)が日本で計画どおりに技能等を修得し、元気に帰国してそれぞれの母国の発展に貢献することは、技能実習制度に関わる者共通の願いです。

JITCOでは、厚生労働省の委託事業として、皆さまのご協力のもと、技能実習生の労働災害発生状況や心身の健康確保に向けた取組み状況の把握に努めてまいりました。

以下にお知らせする統計および分析を、技能実習生の労働災害防止、健康確保に向けた取組みにご活用ください。

技能実習生の労働災害発生状況

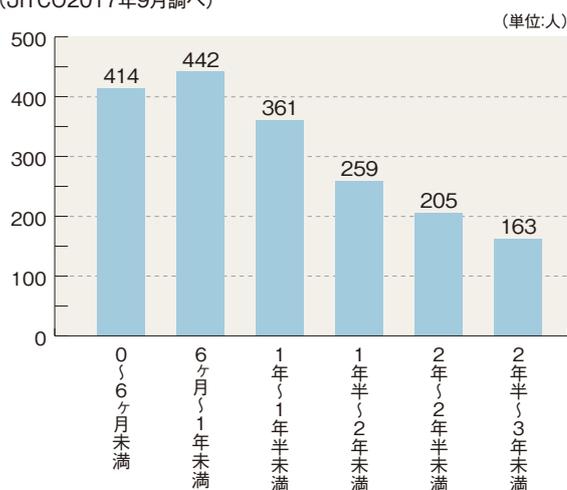
2016年度(2016年4月から2017年3月までの間)に発生した技能実習生の実習中における業務災害(休業4日未満の災害を含む)の被災者数は1,844人で、これに通勤災害の122人を合わせた被災者総数は1,966人でした。

右のグラフ1は、技能実習開始後から災害発生までの期間別の被災者数を集計したものです。業務災害のみを見ると、技能実習開始から1年半未満の間に全災害の66%が発生しており、実習期間が長くなるほど発生件数が減少しています。このことから、日本語習得レベルが高くない、また業務に不慣れな時期に事故が多く発生していることが読み取れます。入国後間もない事故の防止のために、雇い入れ時の安全衛生教育、基本的な指示に関する日本語教育の徹底・母国語表記が非常に重要であると言えます。

右のグラフ2は、業務災害の主な業種別の発生状況です。特に、「建設業」「金属製品製造業」、「食料品製造業」の3業種で業務災害が比較的多く発生しています。

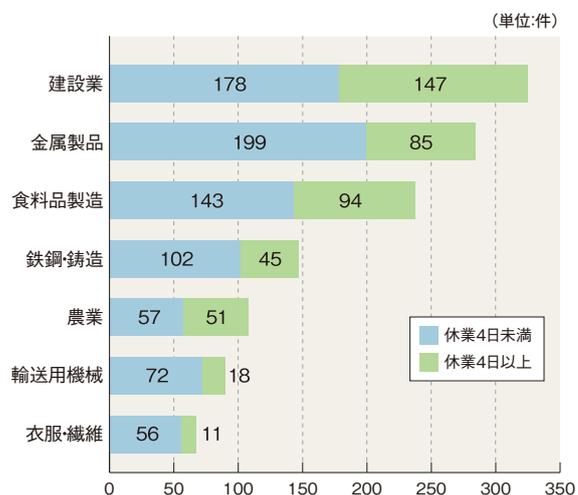
■グラフ1

技能実習開始後から災害発生までの期間別被災者数
(JITCO2017年9月調べ)



■グラフ2

業務災害の業種別発生状況 (JITCO2017年9月調べ)



建設業では、足場の組立解体作業などのとび作業中、鉄筋加工中や、現場での鉄筋組立中の災害が多く発生しています。

金属製品製造業では、溶接や研磨作業による火花やグラインダーの削りかすが目に入る事例が多くあります。

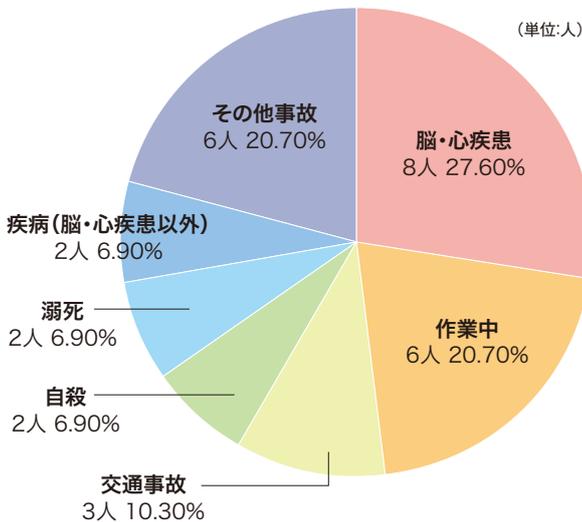
食品製造業では、食品機械の回転部分に指を挟まれたり、包丁や皮むき器等の調理具による手・指のけがが多く発生しています。

事故の特徴や対策をまとめた無料教材がJITCOホームページよりダウンロードできますので労災事故撲滅にお役立てください。

技能実習生の死亡事故発生状況

2016年度には29人の技能実習生が亡くなっており、下表は死亡の原因別の人数、構成比を示したものです。

■グラフ3
技能実習生の死亡事故発生状況(原因)



脳・心疾患が最も多く発生しています。技能実習生の日常の生活、変化に目を配ることの重要性がますます高まっていると言えます。

作業中の災害については、言うまでもありませんが、作業中の基本動作の徹底、安全衛生教育の

着実な実施が重要です。

交通事故、溺死等不慮の事故も発生しております。交差点では左右を確認、飛び出しに注意するといった、日本人にとって当たり前のことでも、出身国によっては、信号が少ない等の交通事情の違いによって意識できないルールが少なからずあります。

なお減少傾向にあるものの、毎年数名の方が自殺により亡くなっています。技能実習生たちとの日々のコミュニケーションをより一層深める等、メンタルヘルス面においての配慮も必要です。

これまでご覧いただいたとおり、技能実習生に元気に帰国してもらうためには、作業中の事故防止対策に加え、日常生活面、メンタルヘルス面においても気を配るといった、健康確保の対策も非常に重要です。

JITCOの各種支援サービス

JITCOでは、各種の訪問支援サービスを実施しています。経験豊富な安全衛生・メンタルヘルスの専門家が監理団体・実習実施者の皆さまを訪問させていただき、課題解決に向けたアドバイスをを行います。

安全衛生面での相談や、「技能実習生に元気がない」等のメンタルヘルスのお困りごとがございましたら、お近くのJITCO駐在事務所までお気軽にご相談ください。

また、健康で安全な実習実施のための無料教材を各種ご用意しておりますので併せてご活用ください。詳しくはJITCOホームページ(ガイドブック・パンフレットのページ)をご覧ください。

🌐 https://www.jitco.or.jp/ja/service/material_02.html

技能実習計画認定申請の書類作成および申請のポイント

JITCOでは、外国人技能実習機構(以下、OTITと言う)への技能実習計画認定申請書類の点検・提出および地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次ぎを通じて、実習実施者・監理団体の皆さまの円滑で確実な手続きを支援しています。

本稿では、実習実施者・監理団体の皆さまのご参考となるよう、技能実習計画の認定を受けるまでの基本的な4つのステップと、ご注意いただきたいポイントについて、よくあるお問合わせや点検時の留意事項をもとにご説明します。

はじめに

技能実習計画がスムーズに認定されるためには、申請書類等を正確に記載・作成し、必要書類を漏れなく添付することが肝要です。技能実習計画の認定後には、地方入国管理局への申請もありますので、スムーズな受入れのためにも、計画的に手続きを進めるように心がけてください。

次に、OTIT ホームページから最新の「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」(団体監理型/企業単独型別)をダウンロードし、同表の1枚目にある解説を熟読して、書類の要・不要について「◎」「○」などの印の意味や構成を十分に理解するようにしましょう。そのうえで必要な書類をOTIT ホームページからダウンロードします。

OTIT ホームページ http://www.otit.go.jp/info_jissyu/

ステップ①

技能実習計画認定申請書類の提出時期を把握する

OTIT では、技能実習計画認定申請の提出推奨期間を、技能実習区分ごとに公表しています。OTIT の提出推奨期間を確認したうえで、余裕をもって申請ができるよう技能実習開始日を決定することをお勧めします。

OTIT による計画認定申請の提出推奨期間

- 第1号 技能実習開始予定日の4～6ヶ月前までに申請
- 第2号 技能実習開始予定日の3～6ヶ月前までに申請
- 第3号 技能実習開始予定日の3～6ヶ月前までに申請

ステップ②

申請区分を選択し、申請書類を準備する

技能実習開始日の決定の次に、「団体監理型」「企業単独型」の別に沿って申請区分の選択をします。申請区分は以下のA～Fの6種類です。

- A 企業単独型第1号
- B 企業単独型第2号
- C 企業単独型第3号
- D 団体監理型第1号
- E 団体監理型第2号
- F 団体監理型第3号

- ※ 技能実習計画は、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号それぞれの区分に応じて、認定を受けなければなりません。
- ※ 団体監理型受入れの場合、実習実施者は技能実習計画の作成にあたり、監理団体の指導を受ける必要があり、特に第3号技能実習計画については、一般監理事業許可を得ている監理団体の指導を受ける必要があります。

「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」

※掲載は団体監理型用の1枚目 2018年1月時点

- ◎：必ず提出が必要なもの。
- ：過去3年以内に他の技能実習計画に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く。)がない場合に提出が不要なもの。(入国管理局へ提出したものは含まない。)
- ：過去5年以内に同一の技能実習生に関し機構への申請又は届出により提出したものと内容に変更(経年による変更を除く。)がない場合に提出が不要なもの。(入国管理局へ提出したものは含まない。)
- △：実習先(実習実施者)変更により新たな技能実習生を受け入れる場合に提出が必要なもの。
- ×：提出が不要なもの。

チェックポイント ここに注意

- ▶一部の様式は母国語併記(8ヶ国語 ※2018年1月現在)と なっています。これらは全て技能実習生の署名等が必要な書類であるため、不備があると送出国との連絡調整が生じ、時間を要しますので注意が必要です。
 - ▶提出書類は、実習実施者、監理団体、外国の関係機関や技能実習生が作成するものがあり、十分な準備が必要です。これらの取扱いにおいては「原本」や「写し」の区別、「有効期限」に注意が必要です。
 - ▶申請にあたっては「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」に記載がない書類の提出を求められる場合があります。
- 2018年1月時点で、JITCO が確認している点検事項を下記のとおりご紹介します。

〈例〉

宿舎の見取り図及び写真

参考様式第1-19号「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」では様式に注意書きとして、宿舎の見取り図及び写真等の提出が申請の都度求められています。

法的保護講習に関する外部委託者との委託契約書写し(第1号のみ)

団体監理型の入国後講習で実施義務のある「法的保護講習」は、法令に精通した講師を外部委託することが義務づけられています^{※1}。そのため外部委託する講師との委託契約書の写しが必要となります。

寄宿舍規則写し(該当する場合)

実習実施者が寄宿舍届けを労働基準監督署へ提出している場合には必要になります。

時間外労働に関する協定書の写し、1年単位の変形労働時間制に関する協定届の写し、母国語併記のカレンダー(該当する場合)

雇用条件書の写しに該当する事項が記載されている場合に必要となります。

賃金規程(該当する場合)

参考様式第1-16号「技能実習生の報酬に関する説明書」で賃金規程が有にチェックした場合は必要となります。

ステップ③ 申請書類を作成する

必要書類が揃ったところで「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)、(企業単独型)」に基づき、技能実習生ごとに書類を作成していきます。OTITのホームページに記載例がありますので参考にしてください^{※2}。

OTIT ホームページ <http://www.otit.go.jp/youshiki/>

チェックポイント ここに注意

提出書類は、原則として人数分の作成が必要となりますので、転記ミスや記載漏れが発生しやすくなります。作成時や作成後

に以下の点を意識されることをお薦めします。

- ▶各書類の署名、押印、作成日等の記載に漏れがないか。
- ▶技能実習生の身分事項に係わる転記ミスがないか。
- ▶関連する書類の記載内容の整合性がとれているか(技能実習期間、賃金額等)。
- ▶副本(正本のコピー)を全員分作成しているか。
- ▶個人事業主は個人名を記載しているか(屋号は認められません)。

ステップ④ 外国人技能実習機構へ提出する

申請書類の提出先は、実習実施者の本店所在地を管轄するOTIT 地方事務所・支所になります。実習実施者の本店所在地を公的書類で確認したうえで郵送または持参にて申請を行います。

OTIT ホームページ 所在地 <http://www.otit.go.jp/map/>

申請には、技能実習生1名につき手数料3,900円が必要です。手数料はOTIT 指定の銀行口座(三井住友銀行)へ振込みにより納付します。振込人は実習実施者(個人事業主は個人名)とし、OTITの専用口座(三井住友銀行)へ振り込むことになります。インターネットバンキングによる振込は2018年1月時点では認められていません。

http://www.otit.go.jp/files/user/docs/info_jissyu_12.pdf

チェックポイント ここに注意

申請においては振込みを証する書類の提出も求められます。OTITでは、専用振込用紙を用意しています。また、JITCO 窓口(本部及び地方駐在事務所)でも配布しています。

最後に

実習実施者は、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせなければなりません。認定計画に従って実施していない場合は、改善命令や技能実習計画認定取消しの対象になりますので、十分にご注意ください。

※1 JITCO では法令に精通した専門講師の派遣について支援しています。

<https://www.jitco.or.jp/ja/service/instructor.html>

※2 本誌P14では、計画認定申請に必要な記載例集等の教材一式を掲載しております。

JITCO は、実習実施者・監理団体の皆さまの円滑で確実な手続きを支援する点検・提出・取次サービスを行っておりますので是非ご活用ください。

<http://www.jitco.or.jp/jp/service.html>

新しくなった JITCO総合支援システム(新JITCOサポート) をぜひご活用ください!

JITCOがこれまで賛助会員の皆さまに提供しておりました「申請書類作成支援システム(JITCOサポート)」は、昨年度より新たな機能を追加し、大幅にリニューアルされました。

各種申請書類の作成だけでなく技能実習生の受入れ業務全般の管理ツールとして、賛助会員特典である「JITCO総合支援システム(新JITCOサポート)」を、ぜひご活用ください。

新JITCOサポートの特長

■ JITCO サポートとは

技能実習生の受入れに必要な各種申請書類の作成を効率化するためにスタートしたインターネット上の支援システムです。昨年11月の技能実習制度の抜本的な見直しに伴い、新制度に対応した申請書類を作成できるようになっただけでなく、各種機能を追加し、技能実習生の受入れ事業全般に係る業務を管理できる総合支援システムとして大幅にリニューアルされました。

■ 従来の JITCO サポートからの改良のポイント

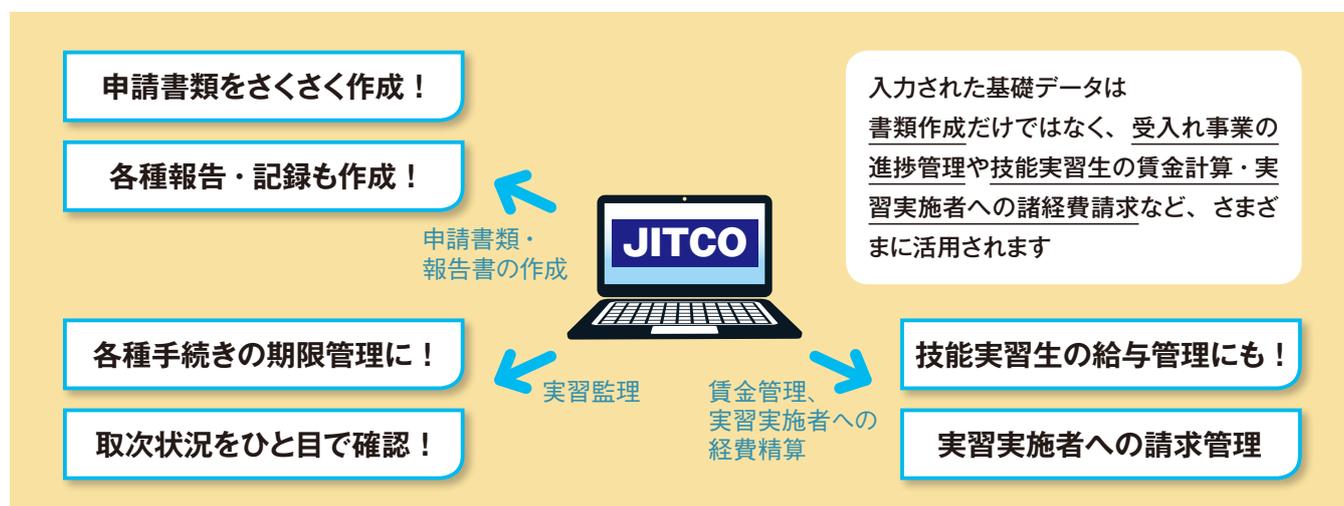
- ☑書類の作成だけでなく、技能実習生の入国前から実習中、帰国後まで、全ての段階において業務管理やスケジュール管理に利用できるようになりました*。
- ☑書類が Excel で出力できるため、急な変更や修正の必要が生じて柔軟に対応できます。
- ☑入力画面を集約し見やすくしました。
- ☑データはクラウド保存のため、複数のパソコンから同じデータにアクセスできます。
- ☑団体監理型の実習実施者もご利用いただけるようになりました。

申請書類の作成機能

■ 大幅な省力化が期待できます!

新制度では、監理団体許可申請や技能実習計画認定申請等の様々な手続きが必要となります。新 JITCO サポートは、入力画面を①監理団体情報②実習実施者情報③技能実習生情報など項目ごとに集約して画面を見やすくすることで、申請書類作成の手間を大幅に削減しました。入力画面では入力時に役立つヒントを表示するガイダンス機能もついて、一層利用しやすくなりました。情報入力後はファイルを一括ダウンロードでき、作成した書類を JITCO へ点検・提出・取次の依頼をした場合は、その進捗状況もオンラインで確認できます。なお上記③の技能実習生情報は、あらかじめご用意いただいた Excel ファイルから情報を一括アップロードすることもでき、より省力化が期待できます。

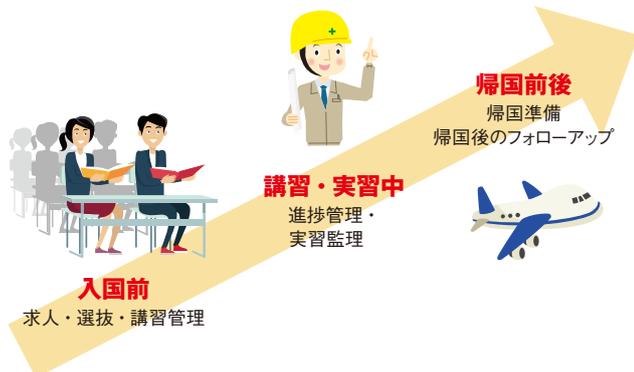
新しい技能実習制度では、優良な監理団体・実習実施者には受入れ人数枠の拡大や技能実習期間の延長が認められています。新 JITCO サポートは、それらの優良要件適合申告書の作成はもちろん、優良要件に適合するかどうかをあらかじめ自己採点するための自動計算機能も備えています。



技能実習の各段階を管理

新 JITCO サポートは技能実習生の選抜前から入国、講習、技能実習中、さらには帰国後のフォローアップまで、技能実習生受入れ事業の全ての段階をサポートします。

加えて、「〇〇株式会社〇期生」など技能実習生のグループごとに受入れ業務の進捗管理を行い、申請書類の提出時期など、業務に遅れや漏れが出ないように、担当者へお知らせするリマインド機能も新設しました。



■入国前

実習実施者からの求人情報や送出機関情報、技能実習生候補者の情報を管理し、入国準備を整えます。

入国前講習記録の管理や、実習実施者ごとの雇用条件書の作成もできます。

■講習・技能実習中

技能実習生の入国後は入国後講習や技能実習の記録作成の他、各種申請書類と同様に監理団体の監査や訪問指導、相談対応記録や事業報告書等も作成できます。

また、実習監視だけでなく技能実習生の勤怠管理や給与計算、給与明細等の帳票作成もでき、実習実施者の業務ツールとしてもご利用いただけます*。

さらに、監理団体から実習実施者へ行く各種請求の請求書作成や、入金情報管理もできます。

■帰国前後

帰国に際して、航空券の情報や銀行口座・年金脱退一時金等の帰国前の各種手続きをチェックリストで管理できます。

帰国後は、元技能実習生の母国での連絡先や就職情報など、フォローアップの内容を記録できます。

利用対象者を拡大しました

■複数ユーザーによる利用と権限設定

従来の JITCO サポートでは、1会員様に1つのログイン情報(ユーザー ID)が付与されていましたが、新 JITCO サポートでは監理団体・実習実施者ごとに複数のユーザー ID が設定でき、かつ同時に利用できるようになりました。加えて、担当者ごとに利用権限を設定し、必要に応じてアクセスを制限することで、より安心してご利用いただけます。



■団体監理型の実習実施者も利用できます

新 JITCO サポートは、従来の監理団体及び企業単独型実習実施者に加えて、団体監理型で傘下登録をされている実習実施者の皆さまにもご利用いただけます。監理団体宛に傘下企業の ID・パスワードを発行していますので、技能実習計画の作成や実習記録、給与関係書類の作成にお役立てください。

JITCOへのお手続きも新JITCOサポートで

■賛助会員課宛てオンライン申請も受付開始予定です

これまで JITCO 賛助会員課宛に FAX 等で申請いただいていた各種手続き(変更届出書、団体監理型実習実施者の登録・抹消)についても、新 JITCO サポートを利用してオンライン申請できるようにする予定です。

これにより傘下企業の登録状況や賛助会費の納入時期なども WEB 上でご確認いただけるようになります。利用開始時期は近日中にご案内いたしますので、併せてご利用ください*。

■メールマガジンを配信しています

JITCO では、賛助会員の皆さまにいち早く各種情報をお届けするため、電子メールによる情報提供サービスを行っております。新 JITCO サポートから、受信を希望するメールアドレスをご登録いただけます。まだ登録されていない方は、ぜひご登録のうえご活用ください。

*一部の機能についてはリリース時期が延期となる場合や、内容が変更となる場合がございますのでご了承ください。

■新 JITCO サポートは、JITCO ホームページ右上の **賛助会員ログイン** よりログインしてご利用ください。また、新 JITCO サポートの画面右上にございます「**操作マニュアル**」もぜひご参照ください。

■本件に関するお問合せ先

JITCO 総務部 賛助会員課 TEL: 03-4306-1163
情報システム課 TEL: 03-4306-1109

JITCOの教材のご案内



★技能実習法に基づく申請書類の記載例集を発売中!!

申請書類の記載例集(団体監理型技能実習)第I分冊～第IV分冊 (個別販売)

本記載例集は、2017年12月31日までに公表された各種改正(技能実習制度運用要領の改正等)の内容を反映したものです。監理団体又は実習実施者が技能実習生を受け入れるにあたり、その段階ごとに外国人技能実習機構または地方入国管理局に提出することが求められる書類の記載例、記載上の留意点を解説しています。

監理団体許可関係諸申請(第I分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,320円(本体4,000円+税)
A4判 332頁

本書は、監理団体が監理団体の許可に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載したものです。



技能実習計画認定関係諸申請(第II分冊)

(賛助会員は割引)

定価:4,212円(本体3,900円+税)
A4判 547頁

本書は、実習実施者が技能実習計画認定に関して外国人技能実習機構に提出する各種様式と記載例を掲載したものです。



外国人技能実習機構への届出、報告、記録関係様式(第III分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,700円(本体2,500円+税)
A4判 148頁

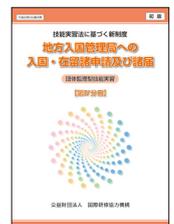
本書は、認定された技能実習計画に変更が生じた場合に外国人技能実習機構に提出する変更届出書、定期的な報告が求められる様式、記録として備付け・保存が義務付けられている様式などの記載例を掲載したものです。



地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届(第IV分冊)(賛助会員は割引)

定価:2,160円(本体2,000円+税)
A4判 98頁

本書は、監理団体が在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、諸届などに関して地方入国管理局に提出する各種様式と記載例を掲載したものです。



申請書類の記載例集(企業単独型技能実習)第I・第II分冊(セット販売/賛助会員は割引)

定価:6,480円(本体6,000円+税) 第I分冊 A4判 584頁/第II分冊 A4判 93頁

実習実施者が企業単独型において技能実習生を受け入れるにあたり、その段階ごとに外国人技能実習機構または地方入国管理局に提出することが求められる書類の記載例、記載上の留意点を解説しています。第I分冊及び第II分冊をセットで販売しております。

〈セット内容〉

第I分冊 「外国人技能実習機構への技能実習計画認定関係諸申請、届出、報告、記録関係様式」

第II分冊 「地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届」



★2017年入管法改定に対応!!

地方入国管理局への入国・在留諸申請及び諸届 在留資格「研修」(書式CD付)(賛助会員は割引)

定価:4,212円(本体3,900円+税) A4判 107頁

本書は、在留資格「研修」で入国・在留するために地方入国管理局に提出する各種様式と記載例を掲載したものです。なお、各種書式はPDF形式でCDに収録してありますので、パソコンからプリントアウトしてご利用ください。



★新たにフィリピン語版を含む7言語を追加し、計12言語版を発売!!

日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ■タイ語版 ■フィリピン語版 ■ミャンマー語版 ■カンボジア語版
■モンゴル語版 ■ラオス語版 ■シンハラ語版 ■ネパール語版

定価:各1,080円(本体1,000円+税) B5判 109頁

本書は、旧入管法令テキストの改訂版で、技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストです。第1編では、出入国管理行政や適法に在留するための基本知識を、第2編では「技能実習法」に基づく技能実習制度や「団体監理型」及び「企業単独型」により受け入れる技能実習や技能実習生の保護に関する措置について、イラストなどを用いてわかりやすく説明しています。日本語との対訳形式です。「労働関係法令等テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付して活用ください。



労働関係法令等テキスト(第3版) (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版 ■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ■タイ語版 ■フィリピン語版 ■ミャンマー語版 ■カンボジア語版
■モンゴル語版 ■ラオス語版 ■シンハラ語版 ■ネパール語版

定価:各1,080円(本体1,000円+税) B5判 65頁

本書は、技能実習生の法的保護に必要な情報の講義に使用するテキストです。
労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法をふまえて、雇用契約、労働時間、最低賃金、安全衛生、労災保険などの基本知識を日本語との対訳形式で具体的かつわかりやすく説明しています。日本語との対訳形式です。「日本の出入国管理及び技能実習制度の概要テキスト」と併せて実務担当者はもとより技能実習生一人ひとりに配付して活用ください。



★平成29年(2017年)12月7日改訂版

技能実習制度運用要領 法務省・厚生労働省編 (賛助会員は割引)

定価:2,160円(本体2,000円+税) A4判 297頁

「技能実習法関連各種政令・省令・運用要領等」(5点セット)をセット単位で販売しておりましたが、このたび2017年6月以降の運用要領等の一部改正をすべて盛り込んだ従来の「技能実習制度運用要領①(運用マニュアル)」を単独で販売いたします。なお、本編には「運用要領 別紙」は含まれておりません。本書は、技能実習制度の運営に必要な法律・規則(法務省・厚生労働省令)等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにするものです。



※今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」と電子カタログ「教材のご案内」をご覧ください。

【教材に関するお問合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110

FAX: 03-4306-1116

E-mail: publication_center@jitco.or.jp

日本語指導お困りですか??

監理団体や実習実施者の皆さまから寄せられる日本語指導に関するご相談に対するアドバイスをご紹介しています。今回は**短くても技能実習生にはわかりにくい文**について考えます。



先日、日本語指導担当者実践セミナーを受講した際、技能実習生に対してわかりやすい日本語で話すことについて、「短い文でもわかりにくい文がある」と聞きましたが、もう少し詳しく教えてください。(K 協同組合 Dさん)

はじめに、「技能実習生にわかりやすい日本語」の基本を確認しておきましょう。

わかりやすい日本語の基本

1. 文末は「～です、～ます」と、そのバリエーションバリエーション：～でした、～ません、～ましょう etc.
2. 疑問文(質問)は「～か。」で終わる。
3. 「～てから、～して。」のようにつないで長くしない。

原則は、技能実習生が習ってきた「文型」を使うことです。「文型」は文の枠組みのことで、技能実習生の日本語の教科書に目を通すと、おおよそのところが把握できます。

こうした既習の「文型」に沿った短い文が技能実習生にとってわかりやすいのは確かです。しかしながら、お尋ねのように、短くても色々な理由でわかりにくい文がありますので、いくつかに分けてご紹介しましょう。

※ 以下で示す「わかりやすい言い方の例」は、技能実習生が
・「～です、～ます」とそのバリエーションは理解できる
・「～てください」の言い方はわからないことが多い
というレベルの日本語能力であることを前提にしています。

例1 あした来る人、手を挙げて ～名詞修飾～

「あした来る人」のように、名詞(ここでは「人」)の前に動詞等を含む修飾部分(下線部)がつく形は、英語で言えば関係代名詞を使った表現に相当し、日本語に慣れていない外国人には難しい構造です。

わかりやすい
言い方の例 **あした 来ますか。誰ですか。
手を 挙げます。(身振りとともに)**

「倉庫にある部品」「昨日作った製品」「東京へ行く話」等も同じで、日常的によく使われますが、外国人にはわかりにくいので、上のように分けてみましょう。

例2 終わったら言って ～不十分な情報～

世界の言語の中でも、日本語は特に文脈に依存する言語とされています。つまり、「言わなくてもわかることは言わない」ことが多い言語なのです。ところが、外国人にとっては、「言わなくてもわかる」ことが少ないため、日本人側は言ったつもりなのに、技能実習生には伝わっていないということがよくあります。

「終わったら言って」……何が終わったら、誰に、何を言うのか、技能実習生にはわかりません。

わかりやすい
言い方の例

**ヨウさん、これを50個作ります。
お願いします。
50個作りました。それから、
「終わりました」と、私に言います。**

全体としては長くなりますが、このように短い文に分けるとともに、一つずつ理解を確認しながら話すことで、確実に伝わりやすくなります。

例3 この機械、どう? ～焦点があいまいな語～

私たちも、例えば「旅行、どうだった?」と聞かれて、「寒かった」「楽しかった」「混んでいた」「たくさん食べた」……何を答えれば良いか困ることがありますね。これは「どう」という語の焦点があいまいなため、尋ねる側がどんな情報を知りたいか、答える側に伝わっていないのです。相手が外国人ならなおさらです。

わかりやすい
言い方の例

**この機械は、難しいですか。
機械の使い方は わかりますか。**

このようにどんな情報を知りたいかをはっきりさせて尋ねれば、まずは、「はい」「いいえ」で答えることができ、尋ねる側が知りたかった情報を得ることができます。

例4 いつ来たの?

～短い語の発音～

例3の「どう」と同様に、「いつ」も、尋ねる側の知りたいことが伝わりにくい言葉です。同時に、「いつ」の発音がたいへん短く、慣れない外国人にはほとんど「ts」という子音だけしか聞こえません。その点からも、「いつ」を具体的な表現に変えることで、聞き取りやすく、また、答えやすくすることができます。

わかりやすい
言い方の例

何月何日に 来ましたか。
何時に 来ましたか。

「上(うえ)」「下(した)」「今(いま)」のような簡単に思われる言葉も、短いために文の中に埋もれてしまい、日本人側が思う以上に外国人が聞き取りにくいものです。

例5 めし食った?

～習っていない言葉～

技能実習生とのコミュニケーションの不調は、技能実習生の日本語が不十分なことばかりでなく、日本人側の言葉の選択に原因があることもあります。親しみを込めたつもりでも、技能実習生が知らない言葉ばかりでは、残念ながらさっぱり伝わりません。仕事の場面でも同様です。

わかりやすい
言い方の例

朝ごはんを 食べましたか。

その他、「生年月日」→誕生日、「筆記用具」→ボールペン等、正確には同じでなくても、目をつぶって、技能実習生がわかる言葉であることを優先します。

以上、「短くてもわかりにくい文」の例をご紹介しました。これらを意識して調整しながら話すのは難しいですが、機会が増えるにつれて、あ、この言い方はうまく伝わったという経験が増え、財産となっていくことでしょう。

こうした「わかりやすい日本語の話し方」について、例題を考えながら学ぶプログラムが「日本語指導オンデマンド」にあります。技能実習生と同じ現場で働く日本人を対象とした社内研修や、実習実施者の皆さまを対象とした勉強会等にご利用いただけますので、お気軽にお問い合わせください。

また、無料パンフレット「わかりやすい日本語の話し方」もございます。JITCOホームページからPDFでダウンロードの他、送料ご負担で冊子をお送りすることもできますので、あわせてお問い合わせください。

2018年度日本語指導担当者向け講座のご案内

内容、会場等の詳細はJITCOホームページをご覧ください。どれも日本語指導経験のない方もご参加可能です。具体的な日本語指導のイメージをつかんでいただけます。

JITCOホームページからオンライン申込をお願いします。
(オンライン申込ができない場合等はお問い合わせください)

日本語指導担当者実践セミナー

講習の日本語指導を中心に「聞く」「話す」力をつける指導について考える1日のコースです。インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」内の教材等も紹介します。

賛助会員 10,000円 非会員 13,000円(1名)

6/22(金)東京、10/26(金)東京、11/16(金)札幌、
12/13(木)名古屋、12/14日(金)広島、1/17(木)大阪
1/18(金)福岡、2/22(金)東京 全8回

▶プログラム 9:30-16:30

1. 講習の日本語指導のポイント
2. 講習の日本語指導計画
3. インターネットサイト「JITCO日本語教材ひろば」とサイト内教材の紹介
4. 「聞く」「話す」力をつけるための教室活動
5. 授業実習

日本語指導トピック別実践セミナー

日本語指導に役立つトピックについてじっくり取り組みます。どちらか1つのトピックだけでも受講いただけます。

2018年度は、東京の他、名古屋で開催します。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1トピック)

9/7(金)東京 9:30-トピックA 13:30-トピックB

2/1(金)名古屋 9:30-トピックA 13:30-トピックB

3/15(金)東京 9:30-トピックB 13:30-トピックA

トピックA: はじめての日本語指導

日本語の授業では様々な「小道具」が重要な役割を果たします。実際に小道具を作ったり、それを使った練習方法を体験したりします。

トピックB: 日本語指導員のための日本語文法入門

外国人が日本語を学ぶ際の文法は、日本の学校で習った文法とは異なります。外国人の文法の入口を覗いていただき、指導に活かすことを考えます。

日本語指導オンデマンド

ご希望日にJITCOの日本語指導専門スタッフがお伺いします。上記セミナーの日程が合わない場合の他、企業内研修、組合員研修等にもご利用いただけます。

賛助会員 5,000円 非会員 8,000円(1名/1プログラム)

1プログラム約3時間。講師の交通費を別途ご負担ください。

■技能実習生に対する日本語指導全般について、
ご相談・ご質問を受け付けています。

講習業務部 日本語教育課 メール: hiroba@jitco.or.jp

TEL: 03-4306-1168 FAX: 03-4306-1118

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



朝食事情

1日の英気を養う朝ご飯。技能実習生の母国では、どのような朝食の風景がみられるのでしょうか？ また朝食についてどのように考えられているのでしょうか？ 各国の様々な朝食の習慣についてご紹介します。



Vietnam [ベトナム]

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

**朝食は、1日の気分を盛り上げる大切なもの。
特に屋台で食べるバラエティ豊かな麺は格別!**

「日本では、朝ご飯は家で食べるもの」。結婚して日本に来てから、初めてそう知った私は、本当に困りました。次の朝に何を食べるのかを考えるだけで、頭が痛くなりました。

というのも、ベトナムの都会では、朝ご飯はみんな、たいいてい屋台や店で好きなものを食べてから、職場や学校に行きます。子どもがいる夫婦の場合でも、家族みんなでお店に行き、一緒に朝ご飯を済ませてからそれぞれ職場や学校に向かいます。たまに、前の晩の残ったご飯を炒飯にして食べることもありますが、やっぱり外で朝食をとるのが一般的なのです。

もちろん、私が生まれ育ったハノイ市でもそうです。朝ご飯を売る行商の姿や、屋台やお店がどこにでもあります。茹でたサツマイモ、トウモロコシ、キャッサバなどの安いものから、おこわ、麺などのやや高いものまで様々ですが、特にベトナムと言えば、麺類です。種類がたくさんあり、朝食でもポピュラーです。

麺類の中でも1番人気は、日本でもよく知られているフォー(Phở)です。フォーは主に2種類あります。さっぱりした味の鶏肉入りのフォーガー(Phở gà)と、コクがある牛肉入りのフォーボー(Phở bò)です。牛肉入りのフォーの中でも一般的なものは、牛肉を薄く切り、熱々のスープの中に入れてしゃぶしゃぶのようにして、米粉で作ったモチモチの麺にのせ、香菜を添えてさらにスープをたっぷりとかけたものです。食べる時に好みでライムを少し絞って、唐辛子などのスパイスを入れます。これを食べると、とても良い気分を一日を始めることができるのです。

2番目に人気がある麺は、ブン(Bún)です。これは日本で知られているビーフンのこと。ビーフンも、食べ方は沢山あります。川

カニのだしを使った Bún riêu cua や、甘酸っぱいスープを入れた揚げ魚入りビーフン Bún cá、ミートボール入りのビーフン Bún mọc、タケノコ鶏肉入りのビーフン Bún măng などが女性たちに大人気です。日本のワンタン麺のような Mỳ vằn thắn もあります。具材はワンタン、チャーシュー、ウズラの卵などですが、日本のワンタン麺と違うのは、茹でた豚レバーの薄切りが必ず1枚入っていることです。

店で食べる時間がない時についてもお話ししましょう。ベトナムでは、おこわやバインミー(ベトナム風サンドイッチ)を買って職場で食べる人たちが珍しくありません。ベトナムのおこわは、緑豆や黒豆、落花生入りがほとんどで、豚肉で作ったミンチハム風ソーセージの Giò や、ごま塩をふりかけていただきます。私が大学生だった頃は、お金がないので、朝ご飯は毎日のようにバス停に行く途中、街角の屋台でおこわを買って、歩きながら食べていました。就職してから定番になった朝食メニューはガチョウの肉とタケノコ入りの春雨スープです。大好きで、毎日食べても飽きませんでした。

さて、世界の中では、昼食をとりながらビジネスミーティングをする風習がある国がありますが、ベトナムではなんと、朝ご飯を食べながら仕事の打ち合わせをする「Working breakfast」があります。また、久しぶりに友達と会う時、ランチでもディナーでもなくて、「明日、朝ご飯を食べに行かない?」と誘い合うこともよくあります。ベトナムの人にとって、それだけ朝食は特別な時間であり、ベトナムは「朝ご飯天国」だと言えると思います。



China [中国]

羌 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

**内陸か沿岸か、北部か南部か。地域で異なる
朝食文化を成長とともに味わいました。**

私は稲作ふるさとの古里とも言われる揚子江デルタ地域・江蘇省南部で生まれました。私にとって朝食のイメージは、まずはお粥、それに豆乳、



油条(中国風揚げパン)、大餅(小麦粉をこねて薄く伸ばし窯焼きしたもので、おかずは漬物や炒め物でした。高校生の頃は夏休みや冬休みに、100キロほど北西にある祖父母の家へ行ったものですが、夏は大麦粥(小麦粉と米で作った粥)に漬物、冬はやはり粥に饅頭、漬物といった朝食でした。同じ江蘇省南部でも地域や季節により少し異なるイメージでした。

前述の通り、揚子江デルタ地域では紀元前約5000年頃から稲作が営まれていました。一方、中国北部の黄河流域では、唐代(618年~907年)以降、小麦が作付けられました。これにより、南部は米、北部は小麦の食文化が定着したのです。

私も、大学の修士課程に進んで北京で暮らすようになると、大学の食堂で、色々な小麦粉料理を満喫しました。色々な形の「饅頭」、色々な餡が入った「包子」、麺類の朝食を味わいました(※中国では餡入りの饅頭は包子、餡なしは饅頭と言いますが、上海や江蘇省辺りでは区別なく饅頭で、肉餡の場合のみ肉饅頭と言います)。

社会人になって、出張や旅行で行動範囲が広がると、さらに朝食の豊かさを体感するようになりました。通訳の仕事で初めて内陸北部の蘭州へ行き、この地方の麺料理である「蘭州牛肉拉面」を食べました。その麺の美味しさは「一清二白三紅四緑五黄」と例えられます。これは①清いスープ、②白い大根、③赤い唐辛子、④緑のシャンツァイとニンニクの芽、⑤黄色く光沢があるラーメンの5色をなぞらえたもので、色、香り、味を兼ね備えた一杯に舌鼓を打ちました。蘭州拉麺の他にも、各地にたくさんの麺料理があります。北京の炸醬面、山西省の刀削面、中部と西部には武漢の熱幹面(焼きそばにごま油を使ったもの)、四川省の担担面などです。陝西省では麺だけでなく、八角の風味を効かせて煮込んだ豚肉をほぐし、みじん切りにした生ピーマンと合わせて中国式のパンにはさんだ肉夾馍(ロウジャーモー)が人気です。

一方、中国の南部では、米食のバリエーションとして米粉を使った朝食が豊富です。広東省では腸粉(米粉とミルクで薄皮を作り、エビとネギのみじん切りを巻いて蒸し上げる)、広西省の桂林ではビーフンが親しまれています。

さて、このような多彩な食文化がありながら、中国では1978年12月まで、地域間の人の移動が制限され、各地の名物朝食は国内ではあまり知られていませんでした。文化大革命が終結し、開放政策が実施され、広東省・深圳が改革開放の地域と指定されますが、見学や訪問には許可証が必要でした。当時の朝食をめぐるこんなエピソードがあります。内陸地域の人々が、広東省の広州や深圳を

訪ねて朝食を食べる時、「お粥」が一番安いと思って注文したら、精算時に高いお金を請求されてしまいました。朝食は中国語で「早飯」と言いますが、広東省では朝からお茶を飲みながらいろいろな点心を食べる早茶(日本で知られる飲茶)の食習慣があります。早茶には、お粥のみならず、餃子、包子、餅、豆腐花(柔らかい豆腐)、茶碗蒸し、ゼリーなどが組み合わされます。お粥一つとっても多種の食材を使い、百数十種類のレシピがあると言われるから、高い値段が付いてしまう訳です。

1980年代以降、人々が自由に移動するようになり、各地の名物朝食が全国に広がり、世界にも進出しました。東京都の神保町にも例の「蘭州牛肉拉面」のお店がありますし、日本各地でも上記の名物麺類や早茶(飲茶)を食べることができます。皆さんも時には中国風の朝食はいかがでしょう。



Philippines【フィリピン】

高山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

一日でもっとも朝食を大切にするフィリピン人。パン派・ご飯派どちらも充実しています。

「朝食はパン派ですか? ご飯派ですか?」日本ではよく聞かれる質問ですね。フィリピンでも同じように、パン派とご飯派に分かれます。また日本では、朝は忙しいからとか、ダイエットをしているから、などを理由に朝食を食べない人もいますが、フィリピン人にとって朝食を欠かすことなど考えられません。通勤、通学前の忙しい中でも、朝食は必ず食べるようにします。食べることが好きなフィリピン人にとって、朝食は、一日で一番大事な食事なのかも知れません。

フィリピンは、日本と同じようにお米が主食です。地域や年齢によって多少の偏りはありますが、概ね朝食はご飯派のほうが多いと思います。ご飯派の定番メニューと言えば、昨夜の残りご飯で作ったガーリックライス(Sinangag 炒飯)と目玉焼き(itlog)、おかず1品を1皿に盛り合わせて食べるシログ(Silog)です。シログは、添えるおかずによって〇〇silogと名前が変わります。例えば、甘いタレに漬けた豚肉を炒め煮にした Tocino を添えれば Tosilog に。好んで豚肉に酢をつけて食べます。この他には、Cornbeef と玉ねぎのみじん切りを炒めたおかずを添えた Cornsilog、魚や小さなイカの干物を油で揚げた Danggit を添えた Dangsilog、香辛料と魚醤で味付けした牛肉の炒め煮 Beeftapa を添えた Tapsilog など。ト





マトやマンゴ、バナナ等と一緒に食べることが多いです。

またご飯のバリエーションにお粥もあります。ココア入りデザート風粥 (Champorado) は子どもが好んで食べる朝食で、上にミルクをかけて食べます。しょうがを効かせたモツ入りのゴト、鶏肉を入れたアロックスカルドと言うお粥もあります。

パン派の朝食もご紹介しましょう。日本のようにトーストやサンドイッチもありますが、フィリピン人にとっての一番人気は、何と云ってもパンデサル (Pandesal) です。パンデサルはシンプルな塩パンで、サイズは、日本で言う稲荷寿司くらいでしょうか。フィリピンの家庭では、朝早くからベーカリーで焼き立てを買ってきて食べるのですが、焼き立ては、外はカリッ、中はモチリ、フカフカとして、味は少し甘めでとにかく「おいしい!」の一言です。おかずには、目玉焼きとホットドッグ (フィリピンでは家庭でも外食でもなじみがある赤いウインナーのこと)、ベーコン、スパムミートなどが付けられます。またチーズブレッドやマーガリン、ピーナッツバターなどを付けて食べます。

ご飯やパンとはちょっと違った朝食もあります。フィリピンの街の朝と言えば、天秤棒にアルミバケツをぶら下げて「Taho! Taho!」と大きな声で行商するおじさんです。Taho (タホ) とは、出来立てでまだ熱く柔らかい豆腐のこと。おじさんが家の前を通りがかったらすぐ呼び止めると、タホをカップに入れて甘い蜜とタピオカをかけてくれます。新鮮な豆腐とタピオカは栄養があり、体に優しい朝食になります。

以上がフィリピンの定番の朝食です。食後にはご飯派、パン派ともコーヒーを飲みます。昔はインスタントコーヒーしかなかったのですが、最近では豆を挽いてコーヒーメーカーで淹れる家も増えてきています。

フィリピンの都市部は朝が早く、街中に向かう道路で交通渋滞にはまると大変です。また陽が昇ると気温が上がり、とても暑くなります。そこで通勤、通学する人達は、渋滞に巻き込まれないよう、涼しいうちに職場や学校に着けるよう、朝早く家を出ます。家で朝食をとることができない人のために、ご紹介した朝食メニューは、フィリピンの国民的ファーストフード店の Jollibee やマクドナルド、街の食堂 (Canteen)、屋台などでも手軽に食べることができます。皆さんもフィリピンを訪問されたら、朝から街に出てフィリピンの朝食をぜひ食べてみてください。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

一皿におかずとご飯を盛り込むのが インドネシア風朝ご飯。 手早くつまめるストリートフードも。

インドネシア人、特に国民の多くを占めるイスラム教徒の人々の朝は、とても早いです。夜明け前にお祈りを済ませて朝食をとります。メニューは、生活環境や地域によっても当然ながら微妙に違いますが、私がかつてホームステイをしていたジャカルタの家庭では、インドネシア風焼き飯のナシゴレン (Nasi Goreng)、大豆の発酵食品であるテンペをカリッと揚げたテンペゴレン (Tempe Goreng)、前の晩のおかずの残りなどが準備されていました。日本でもすでに知られているナシゴレンは、現地では朝、昼、夕を問わずに食べられているオールマイティなメニューです。またテンペは、インドネシアの食卓に欠かせない良質な植物性たんぱく質です。日本の食品会社もここに注目して製造・販売を行うようになり、日本のスーパーマーケットなどにも並んでいるようです。

インドネシア人に、「外で朝食をしよう」と誘われれば、移動式の屋台や市場に併設された屋台に向かったものです。鶏粥のブールアヤム (Bubur Ayam) や、野菜入りのカレースープがかかったロントンサユール (Lontong Sayur)、厚揚げ、春雨、茹でもやしなどをピーナツソースで合えたクトブラック (Ketoprak) などが定番です。ロントンやクトブラックは、お米をバナナの葉やヤシの葉などで包み、蒸したり、茹でたりして保存できる状態に加工したものです。食べる直前に葉を切り開いて、ひと口大に乱切りにして他の料理と混ぜ合わせて食します。一見餅のようですが、食感は違います。さらとしたスープをかけると、米粒の間に浸み込み、よく絡んで、独特な歯応えと共においしさを伝えてくれます。

また必ず、小ぶりのクルブック (Kerupuk) がお皿の片隅に添えられているのがインドネシア風です。クルブックは揚げ煎餅のことで、えびや魚の風味などのバリエーションがあり、着色されたものもあれば大小も様々。屋台の朝食はこの他にもありますので、興味があれば調べてみてくださいね。

このような、おかずとご飯を盛り合わせた形式の朝食の他に、市場や駅前、バスターミナル、学校の前などで行商人が売っている、小腹を満たすためのジャジャナアン (jajanan) も親しまれています。日本で言うなら、駄菓子屋のスナックでしょうか。餅米、小麦、米粉、

キャッサバ、大豆、小豆、^{りょくとう}緑豆、ココナッツミルク、ピーナッツ、サトウキビ、ヤシ糖、バナナなどを用いて作るもので、調理法も、蒸す、焼く、揚げるなど様々です。たくさんの種類がありますが、なかでもケレポン(Kelepon)は日本人にも人気です。ヤシ糖を餅米で包んで茹でたひと口サイズのお菓子で、口に含んでかむと、プチッと弾けてヤシ糖の甘いシロップが口いっぱい広がります。他にも、コルケット(Korket)は小ぶりのコロケのことで、必ず青唐辛子が添えられていて、インドネシア人は青唐辛子を嚙りながら食べます(私はたいい手をつけませんでした)。ルンブルアヤム(Lemper Ayam)は餅米に鶏肉を入れて、バナナの葉で包んで蒸したものです。優しい味で、腹持ちも良く、行商人を見つけると声をかけてお菓子の入ったアルミ箱を開けてもらい、買っていました。

ちなみに、インドネシアでも朝のパン食は昔から人気があります。現地の友人に最近の流行を聞いたところ、ジャカルタの南に位置するボゴールという町にあるウニルパン(Roti Unyil)が評判だそうです。色々な具材を巻き込んだ小さなパンで、15~20種類の味が売られています。インドネシア人が大好きなのは、昔からチーズとチョコレートのコンビネーション。日本人にはあまりそられない組み合わせですが、癖にはなります。インドネシアに訪問する際には、立ち寄ってみる価値があるかもしれません。



Thailand [タイ]

小森 里江子
(慶應義塾大学商学部3年/JITCO母国語スタッフ)

唐辛子たっぷりの辛い味付けを好むタイでも朝はマイルドで消化の良い料理が主流です。

よくある日本の朝食といえば、ご飯にお味噌汁、おかずを数品といったものを思い浮かべる方が多いかもしれません。ではタイの朝食はどうでしょうか。タイ料理といえばパクチー、そして何と言っても唐辛子をふんだんに使った辛い味付けのものが多いことで有名です。しかしご安心ください。タイの朝食では辛いものは出ません。日本人が朝食に脂っこいものを避けるように、タイ人も朝は、辛いものや刺激の強いものは避けます。

では、具体的にどのようなものが食べられるのでしょうか。まず1つ目にあっさりとした味の代表メニューを挙げると「お粥」があります。日本では、風邪をひいたり胃腸が弱ったりした時に食べるイメージの強いお粥ですが、タイではそのようなとき以外にも、朝食でよく食べられます。種類は大きく2つに分かれていて、日本のお粥に

近いイメージのものを「カオトム」、お米を粉状にすりつぶしてトロトロになるまで煮たものを「ジョーク(チョーク)」と言います。入っている具材は豚ひき肉やえび、ねぎやしょうがなど。パクチーを添えることもよくあります。味付けは日本のお粥よりも若干濃いめで、塩・こしょう、ナンプラーなどで調節します。

2つ目は「パートンコー」。こちらは日本でいう揚げパンのようなもので、とても人気があります。主に練乳や「サンカヤー」(甘い香りのするパンダンリーフで緑に色づけしたカスタードクリーム)をつけながら食べます。朝食に甘いもの?と思われる方もいるかもしれませんが、日本で菓子パンを食べる感覚に似ているでしょうか。「パートンコー」のお供は、コーヒーや「ナムタオファー」(豆乳のようなもの)が代表的です。「パートンコー」と「ナムタオファー」の組み合わせは中国でも似たようなものが見られます。

3つ目にご紹介するのは、餅米にプラス一品といったスタイルです。プラス一品としてよく登場するのが、「ムーピン」です。豚肉をタレにつけ込んでから炭火で焼いたもので、タレに漬け込むことでお肉がとても柔らかくなっています。日本人の口に合う味付けなので、とてもお勧めです。豚肉以外にも鶏肉を使った炭火焼きもあり、こちらは「ピンカイ」といいます。日本の焼き鶏とはまた違った美味しさで、こちらも是非食べていただきたい一品です。「ムーピン」も「ピンカイ」も「カオニャオ」(餅米)と食べると美味しさが倍増するので、注文するときにはぜひ餅米も一緒に頼んでみてください。

さて、代表的なものを3つ紹介させていただきましたが、タイに訪れた時にどのようにすれば食べられるでしょうか。ホテルのバイキングも確かに美味しいのですが、個人的には朝の市場で探してみることをお勧めします。タイは外食文化なので、朝の市場は朝食を売る屋台でいっぱいになります。バンコクなどの都会で働く人々にとっても、朝食はこれらの屋台で買ってオフィスに持ち込んで食べることが一般的です。上で紹介した3つは必ず売っているものなので、タイに旅行に行った際はぜひチェックしてみてください。

またこれら以外にも、市場では様々な朝食が見られます。カレーや野菜炒め、肉料理など、ご飯と合うものがずらりと並んでいるので、市場を一周してみても決めるのもいいでしょう。市場で買うなら予算は100バーツ(日本円で340円程度 ※2018年3月時点)もあれば、たくさん食べる方でも十分な量を買うことができます。外食文化が発達しているタイでは、市場をうまく活用することによって安く美味しい食事をすることができます。タイに行った際には、近くの市場の朝食をちらりと覗いてみてはいかがでしょうか。

第26回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール募集のお知らせ

JITCO では以下のとおり今年も日本語作文を募集します。皆さまからの積極的なご応募をお待ちしております。



2017年度「第25回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」表彰式の様子

募集要項

1. 応募資格

募集期間内に、日本に在留する外国人技能実習生または研修生であること。応募は一人一作品で、自作の未発表の作品に限ります。

2. 募集期間

2018年4月2日(月)～5月11日(金)

3. テーマ

自由(特定のテーマを設けませんので自由にお書きください)

4. 使用言語

日本語

5. 応募形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚で、本文の文字数が1,200字以内であること

▶ 縦書き用(PDF)

🌐 https://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2018/boshu/writing_paper_y.pdf

▶ 横書き用(PDF)

🌐 https://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2018/boshu/writing_paper_x.pdf

- 原稿用紙は縦書きでも横書きでもかまいません。
- 本人自筆の原本に限ります。ワープロ・パソコン使用による原稿およびコピー原稿は受付けません。
- 作品には原稿用紙の枠外に題名と氏名を必ず記入してください。
- 筆記用具の指定は特にありませんが、鉛筆の場合は2B以上の濃い鉛筆をお使いください。
- 各国語の募集要項は、「JITCO 日本語教材ひろば」(<http://hiroba.jitco.or.jp/>)をご覧ください。また募集要項に合わせた400文字詰め原稿用紙のほか、外国人にとって不慣れな原稿用紙を使った書き方の説明も各国語でご覧いただけます。

6. 応募方法

応募用紙をJITCO ホームページ [🌐 https://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2018/boshu/oboyoushi.pdf](https://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2018/boshu/oboyoushi.pdf) からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、応募作品に添付し、次の宛先へ郵送してください。

【作品応募先】

〒108-0023
東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階
公益財団法人 国際研修協力機構
日本語作文コンクール事務局

- 応募用紙は、記入漏れのないようにお願いします。
- 応募用紙は、応募者本人以外の方が記入してもかまいません。
- FAX や E-mail では受け付けません。

7. 賞

- 最優秀賞(技能実習生・研修生計4名程度)
……表彰状および賞金(5万円)
- 優秀賞(技能実習生・研修生計4名程度)
……表彰状および賞金(3万円)
- 優良賞(技能実習生・研修生計20名程度)
……表彰状および賞金(2万円)
- 佳作(技能実習生・研修生計20名程度)
……賞金(1万円)
- 上記入賞および佳作の作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。
- 応募された皆さまには、巻末に応募者全員の名簿(氏名・所属機関名)を記載した優秀作品集をおひとりに1冊ずつ無料でさしあげます。

8. 審査結果の発表

所属機関を通じて最優秀賞、優秀賞、優良賞、佳作を通知するとともに、2018年8月下旬にJITCO ホームページで発表する予定です。

9. その他

- 審査に関するお問合わせにはお答えできません。
- 募集要項に即していない作品は審査の対象外となります。
- 応募用紙に記載された個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
- 応募作品は返却しません。
- 応募作品の著作権はJITCO に帰属します。

▶ 本件に関するお問合せ先

日本語作文コンクール事務局
TEL: 03-4306-1183 FAX: 03-4306-1118

良い作文のための支援のポイント

技能実習生に良い作文を書いてもらうには、作品応募までの過程で、周囲はどのように働きかけたら良いでしょうか。以下に良い作文のための支援のポイントをまとめますので参考にさせていただきます。

そもそも、技能実習生は作文を書くことで何が得られるのでしょうか。技能実習生にとって外国語である日本語でまとまった長さの文章を書くことは決して簡単なことではありませんが、作文を通して、曖昧に使っていた日本語の意味がはっきり理解できたり、辞書等を使っているうちに新しい言い回しを見つけたり、その他に、日頃思っている事を日本語で表現できたという達成感を味わえることも、賞金や賞状だけではないメリットだと言えます。

また、技能実習生の周囲の人々にとっても、作文を読むことで、あの技能実習生はこんなことを考えていたのかといった発見がありますし、作文を仕上げていく段階で技能実習生とコミュニケーションを取る機会が増え、より良い関係の構築につながることはメリットと言えるでしょう。

ポイント① 技能実習生に作文コンクールの情報を伝えて動機づけましょう。

最優秀賞、優秀賞、優良賞の受賞者は表彰式（2018年10月に東京で開催予定）に招待されます。最優秀賞、優秀賞、優良賞、佳作には賞金が授与され、作品が作品集に掲載されます。また応募者全員の氏名が作品集に掲載されますので、入賞を逃したとしても、日本での生活の良い記念になります。

各国語に翻訳された募集要項を「JITCO 日本語教材ひろば」（左ページ参照）および「技能実習生の友」2018年2月号に掲載しています。技能実習生の母国語で翻訳された募集要項を渡してよく周知するとともに、原稿用紙を何枚か渡すと、いつでも書き始めることができます。

ポイント② あれこれ羅列せず、題材を一つに絞って書くことが第一です。

良い作文の第一のポイントは、題材を絞って具体的に書くことです。作品を審査していると、例えば「日本に来て、悲しいこと、つらいことも色々ありましたが、楽しいこともたくさんありました」というような文をよく見ますが、現実に色々あったとしても、例えば「悲しいこと」のうちの一つのエピソードに絞って、何が起こったか、誰が何を言ったか、どう思ったか等を具体的に書くと良いのです。日本での生活を振り返っているうちに、他の悲しいこと、つらいこと、楽しいこと等も書きたくなるかもしれませんが、ぐっところえて一切触れないほうが良い作文になります。

ポイント③ 自分にしか書けないことを具体的に書きます。

「お花見は楽しかったです」「日本は道路がとてもきれいです」というような簡単で短い感想は、たくさんの方が同じようなことを書きそうです。実際、審査をしていると、大量にお目にかかります。良い作文にするには、そこから一歩踏み込んで、例えば、お花見が楽しかったのは誰とどんなことをしたからかとか、道路がきれいな理由を会社の人に聞いてみたとか、自分にしか書けない具体的な体験と結びつけて書くことが大切です。

ポイント④ タイトルを工夫しましょう。

作文では、タイトルも大きな役割を果たしています。「私の生活」「日本の思い出」のようなざっくりしたタイトルでなく、これはどんな内容だろうと、読み手が読みたくなるようなタイトルで、もちろん作文の題材にぴったり合ったものが良いタイトルです。良い言葉を見つけられるようアドバイスしてあげてください。

ポイント⑤ 作品を提出する前に、募集要項をよく確認しましょう。

いくら作文の内容が良くても、コンクールの募集要項に外れていては台無しです。例えば、作文の分量は原稿用紙3枚という規定ですから、原稿用紙2枚でも4枚でも規定外で審査対象外となってしまいます。応募の前に規定をよくご確認ください。

ポイント⑥ 日頃から日本語を書く機会を作って、書くことに慣れておきましょう。

いきなり原稿用紙3枚の作文と言われても、書き慣れていないと途方に暮れる分量です。日頃から、ノートに2～3行でも自分の言葉で日本語を書いていると、コンクール用の作文にも取り組みやすいはずです。周囲の人は、文法の間違い等を添削するよりも、コメントやちょっとした質問を書き込むことをおすすめします。そうした言葉を読むことが技能実習生の楽しみの一つとなり、書くことに楽しさを見つけられるようになります。

ポイント⑦ 良い作文には日常の声かけも大きな役割を果たしています。

これまでの優秀作品には、受入れ先の日本人の言葉に端を発するエピソードがよく登場します。作文のためというわけではありませんが、日頃の働きぶりや生活の様子をよく見て声をかけていると、思いがけない言葉が技能実習生の心に残り、作文の良い題材になることがあります。

ポイント⑧ 優秀作品集を利用して良い作文のイメージをつかみましょう。

優秀作品集を利用して、過去の優秀作品と一緒に読んでみるのも良いアイデアです。題材の取り上げ方、話の進め方、具体的な表現等、参考になることがたくさんあるはず。作品を読むことで、あ、自分にはあんなことがあったと、題材を思いつきかけられることも期待されます。



● 2017年度の優秀作品集は下記からご覧いただけます。

🌐 https://www.jitco.or.jp/download/data/sakubun_2017.pdf

多数のご応募をお待ちしております。

JITCO 駐在事務所移転のお知らせ

このたび、JITCO の仙台駐在事務所、名古屋駐在事務所、水戸駐在事務所は以下のとおり移転いたしました。これを機に職員一同、より充実したサービスの向上に励む所存でございますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

● 仙台駐在事務所 新住所

〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3
 富士火災仙台ビル8階
 電話番号：022-263-8030 / 022-263-8031
 ファックス：022-263-8032
 アクセス：JR「仙台」駅徒歩10分、JR「あおば通」駅徒歩8分 / 仙台市営南北線・東西線「仙台」駅徒歩7分
 ※2018年2月5日(月)より新事務所にて業務を開始しております。

● 名古屋駐在事務所 新住所

〒451-0045 愛知県名古屋市西区名駅2-27-8
 名古屋プライムセントラルタワー9階
 電話番号：052-589-3087 / 052-589-3088
 ファックス：052-571-2100
 アクセス：JR「名古屋」駅徒歩7分、地下鉄東山線・桜通線「名古屋」駅徒歩4分
 ※2018年2月19日(月)より新事務所にて業務を開始しております。

● 水戸駐在事務所 新住所

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-57
 水戸セントラルビル3階
 ※ 以前より入居するビルの2階から3階へ移転しました。電話番号及びファックス番号に変更はありません。
 ※2018年3月5日(月)より新事務所にて業務を開始しております。

JITCO 開催セミナーのご案内

JITCO では技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする各種セミナーを開催しております。皆さまのご参加をお待ちしております。2018年度開催セミナーの詳細とお申込みは、JITCO ホームページ内のセミナーページをご活用ください。

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>



JITCO 開催セミナーカレンダー

	内容	場所	担当部	お問合せ先
4月	18日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
5月	16日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
6月	6日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	22日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

※上記は2018年3月時点。開催セミナーの情報はセミナーページに随時追加されます。
 ※技能実習法に基づく養成講習については本誌P2をご参照ください。

編集後記

■ 昨年11月の技能実習法の施行を受けて、外国人技能実習制度は新たな時代に入りました。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、新制度への対応に日々努めておられることと思います。本号では新制度に対応する様々なトピックスを取り上げました。前号(2018年1月号)に続いての「介護職種の追加」に関する解説のほか、養成講習や技能実習計画認定申請に関する最新情報、大幅にリニューアルを行った「JITCO 総合支援システム(新JITCOサポート)」等についてもご紹介しておりますので、ぜひお役立てください。

■ 「第26回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」へのご応募を受付中です。本号では募集要項とともに、技能実習生に良い作文を書いてもらうための働きかけのポイントをまとめております。たくさんの方の技能実習生からの応募をお待ちしております。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第27巻133号

発行日 2018年(平成30年)4月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構
 〒108-0023
 東京都港区芝浦2-11-5
 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救護者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月	滞在期間 …36か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				保険期間 …13か月	保険期間 …37か月
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	13,330円 13,810円 14,070円	30,020円 30,500円 30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	17,340円 17,910円 18,130円	39,210円 39,810円 40,250円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	11,140円 11,430円 11,610円	25,030円 25,340円 25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	10,720円 11,130円 11,380円	23,900円 24,320円 24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	13,080円 13,550円 13,830円	29,450円 29,920円 30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	17,070円 17,650円 17,860円	38,610円 39,210円 39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	19,650円 20,390円 21,180円	42,840円 43,520円 44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	22,000円 22,750円 23,490円	48,420円 49,300円 50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	26,210円 27,000円 27,820円	57,690円 58,540円 59,560円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは
 WEBから簡単加入! **k-kenshu.net**

取扱代理店(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス 随時受付中
TEL 03-3453-3700 **FAX 03-3453-3703**
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

技能実習 デイズ Days



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

協同組合クリエイトヒット 平和技研株式会社

昨年4月にベトナム人技能実習生と近くの公園でお花見をした時の1枚です。その前年に入国した技能実習生達にとって、これが日本で初めてのお花見。みんな桜をワクワクしながら待ち望んでいました。この時の写真はふだんの暮らしぶりをおさめた写真と一緒に技能実習生のベトナムの家に送りました。ご家族から大変喜ばれました。



オホーツク国際人材交流協同組合 株式会社オダ水産

当社は、オホーツク海に面した東北部に位置する雄武町でホタテや毛ガニ、秋サケを原料とする水産加工業を営んでいます。2年前の3月にベトナムから6名の技能実習生を受け入れました。職員一同、親の気持ちで接すると共に、技能実習生が相談しやすい環境作りを努めています。

その一環として観光地の上湧別町のチューリップ祭りを見学したときの様子です。

有限会社中企画

昨年の秋に会社の慰安旅行として、岐阜県の下呂温泉に行きました。従業員とベトナムからの技能実習生8名を合わせ、総勢70名弱が参加しました。技能実習生は第二のわが子のように思っています。紅葉のもと記念撮影を行いました。



写真を掲載しませんか？

掲載可能なお写真などありましたら、JITCO 総務部広報室(kouhou@jitco.or.jp)まで写真データをお送りください。応募は随時受付中です。